

○厚生労働省令第六十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百十号を第百十八号とし、第八十六号から第百九号までを八号ずつ繰り下げ、第八十五号を第九十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十三 一「(三)メチルフェニル)メチル」ピペラジン及びその塩類

第一条中第八十四号を第九十一号とし、第七十五号から第八十三号までを七号ずつ繰り下げ、第七十四号を第八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十一 一—(五—フルオロペンチル)—N—(ナフタレン—一—イル)—H—インダゾール—三—カルボ

キサミド及びその塩類

第一条中第七十三号を第七十九号とし、第六十七号から第七十二号までを六号ずつ繰り下げ、第六十六号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十二 N—(一—フェネチルビペリジン—四—イル)—N—フェニルアセトアミド及びその塩類

第一条中第六十五号を第七十号とし、第五十一号から第六十四号までを五号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五 (二・二・三・三—テトラメチルシクロプロパン—一—イル) 「一—(四・四・四—トリフルオロブチル)—H—インドール—三—イル」メタノン及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十三号とし、第四十八号を第五十二号とし、第四十七号を第五十一号とし、第四十六号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十 二一（二・五一ジメトキシ一四一二トロフェニル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第四十五号を第四十八号とし、第二十九号から第四十四号までを三号ずつ繰り下げ、第二十八号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 キノリン一八一イル一一（四一フルオロベンジル）一H—インドール一三カルボキシラート及びその塩類

第一条中第二十七号を第二十九号とし、第十七号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 N—（一—アミノ一三—メチル一一オキソブタン一一イル）一一（五一フルオロペンチル）
—H—インダゾール一三カルボキサミド及びその塩類

第一条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 N—（一—アミノ一三・三—ジメチル一一オキソブタン一一イル）一一ベンチル—H—イ
ンダゾール一三カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表ナフタレン一一イル（一一ベンチル—H—ピロール一三—イル）メタノン、その塩

類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

N—(—フェニルアセトアミド、その塩類及びこれらを含有する物

学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

第二条第五号の表N—メチルインダン—二アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

—「(三)メチルフェニル)メチル」ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。